

1999年6月30日作成

吉 岡 齊

1. はじめに

前回私は、以下の3つの提案・要請をおこなった。

(1)今回の改定の基本理念についての議論の実施。

（5月18日付けの原子力委員会決定を策定会議としてどう受け止めるか、又、長期計画の性格・対象等をどうするか。）

(2)制度改革分科会の設置。

(3)詳細議事録の作成と公開。

その後、第2点については、取り下げることにした。その理由は、中央省庁等改革の嵐が一段落するまで、一時休戦も止むを得ない、と判断したためである。ただし2001年早々にも、内閣レベルで、エネルギー行政機構改革の検討を始めるべきだと思う。

第3点については、私の要請が受け入れられたと考える。第1回の議事録は、大変良くできていると思う。次回からもこの方針でやってほしい。なお今後、非公開の会議・分科会を行った場合でも、詳細議事録の作成と、その行政機関としての秘匿決定箇所を白抜きにした上での公表が必要と思われる。（もちろん議事録自体に白抜き箇所があってはならない。）

残る第1点について、今回意見をまとめたので、審議の参考にして頂きたい。

2. 基本理念を定めておく必要性

各分科会は、策定会議の下で審議を進め、レポートをまとめる。それらのレポートを参考にして、策定会議が答申（長期計画）をまとめる。もし策定会議があらかじめ、基本理念を定めておかなければ、各分科会がそれぞれ勝手な理念にもとづいて審議を進めるおそれがある。その理念や、それに基づく結論が策定会議の意に沿わない場合、策定会議は各分科会レポートを差戻したり、あるいは各分科会レポートの結論を事実上棄却せざるを得ないケースも考えられる。そうした事態が起これぬよう、事前に基本理念上の共通認識を定めておく必要がある。

3. 原子力委員会決定（5月18日付）の補足説明「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の策定に当たっての基本的考え方について」の不十分な点

そうした基本理念上の共通認識は、すでに原子力委員会決定（5月18日付）に示されている、という見解もあり得る。

しかし、以下の2点の理由から、策定会議がこれを丸呑みにするのは妥当ではない。

- (1) 上記「補足説明」は相当に著者の個性が強く出ているため、原子力開発利用に批判的な立場の論者はもとより、好意的な立場の論者に関しても、必ずしも大多数の論者の了解を得ることができるとは思われない。策定会議であらためて、どう受け止めるかを議論した方が良い。
- (2) 長期計画の性格・対象等をどうするかについて、具体的な指定がなされていない。それは事実上、前回までの考え方を踏襲することを意味すると思われるが、再検討が必要である。

4. 「補足説明」の個性の強さについて

とくに以下の5点が、問題であると思う。

- (1) 文明論が些か我田引水的である。人類が、「『量子の世界』への挑戦を通じて、新たな文明の段階に移行しようとしている」（4ページ26行目）、という現状認識は、「量子の世界」の研究者・技術者の我田引水的な認識であり、普遍性をもたない。また、「エネルギー問題の解決が人類の生存をも左右する」という認識も、エネルギー開発利用関係者の、我田引水的な認識であると思われる。「たかがエネルギー問題、されどエネルギー問題」という認識の方が、多くの識者の支持を得られると思う。我田引水的思考は、公共政策の基本理念として時代後れである。
- (2) エネルギー開発利用の路線選択に関する枠組みが中立的でなく、「原子力びいき」の論理構造となっている。つまり、「化石燃料性悪説」を最初から採用している。（4ページ後ろから4行目～5ページ21行目）。このような判断を最終的に下すとしても、複数の選択肢を立てての科学的な総合評価ののちに、そうすべきであろう。
- (3) 「総合科学技術としての原子力」という考え方は、普遍性をもたない。何よりも「原子力」という表現は、核分裂エネルギーと核融合エネルギーの2つを指すのが常識であり、高エネルギー物理学、加速器に係わる科学技術全般、放射線に係わる科学技術全般、などを「総合科学技術としての原子力」に含めて考えるのは、我田引水的である。（全ての天体が自分を中心に回っていると考える「天動説」的発想である）。ただし、21世紀における原子力開発利用の長期停滞が予想される現在、積極的なダイバーシフィケーションを図ることは、大いに奨励されるべきことである。
- (4) 「原子力の平和利用」について、それを推進することが国際社会の課題であり、日本の課題でもある、ということを目明の前提として議論を始めるのは妥当ではない。（6ページ1～11行目）。「平和利用」の是非と在り方について、基本に立ち返っ

て再検討することが、現代世界において重要であると思われる。また世界の中での日本の原子力開発利用の位置についても、われわれとして正確な認識を獲得する必要がある。日本は「平和国家」ではないことを認識する必要がある（軍事国家の忠実な同盟国が、平和国家であるはずがない。）また、「唯一の被爆国」という日本の特徴が、国内的・国際的の両面で、原子力の軍事開発利用の抑制に必ずしも寄与していない点や、民事利用促進の正当な理由とならない点を、認識する必要がある。

- (5)策定上の留意点として5点が挙げられている（6ページ12行目～末尾）。しかし、問題が多い。2点目で「原子力関係者のための具体的な指針にとどまらず、国民や国際社会に向けたメッセージとしての役割を重視する」とあるが、話が逆である。国民や国際社会の利益のための計画なのである。また3点目では、「情勢の変化によって機動的に対応すべき事項」に関してのみ、複数の選択肢をあげた総合評価を行う、と指摘されている。それ自体は結構なことだが、全ての事項に関して、この姿勢で行くべきである。さらに4点目で、国と民間との連携・協力を強化していく、と指摘されているが、今までの状況が国の過剰介入を特徴としたものであることを考えると、これ以上の連携・協力の強化は考えものである。

以上から言えることは、国民と人類の公共利益の立場から、原子力開発利用に対して価値中立的な枠組みに立ち、我田引水の思い込みを捨て、世間に流布されている俗説から脱却して、原子力開発利用の将来の在り方について、科学的な総合評価の観点から、検討を進めていくべきだ、ということである。

5. 長期計画の性格・対象等をどうするかについて

とくに以下の4点について、十分留意する必要があると思う。

- (1)今までの長期計画は、原子力分野のみを、計画の対象としてきた。だがこれからは、あくまでも包括的なエネルギー政策の企画立案の一環としてのみ、原子力政策の企画立案が行われるべきであると考え。現在の原子力長期計画という枠組の中でも、エネルギー開発利用全体を視野に収めた原子力開発利用の計画を、企画立案することは、一定程度までは可能である。たとえば、エネルギー研究開発予算全体のじつに80%が、原子力に注ぎ込まれてきた従来のあり方が果して妥当であったかどうか、あるいは原子力予算が別枠として優遇され、原子力と他のエネルギーとの間に競争原理が働くことがなかったことが果して妥当であったかを、厳しく吟味すべきである。
- (2)今までの長期計画においては、政府事業のみならず民間事業までが、国家計画の中に組み入れられてきた。これは他の産業分野にはほとんど見られない仕組みである。そうした仕組みを正当化するには、原子力開発利用事業が、公共利益の観点から特別に濃密な政府介入を必要とする特別の種類の実業であることを立証せねばならないが、それはほとんど不可能である。こうした政府の過剰な介入の結果として、電力会社をはじめとする民間会社の事業は、国家計画によって強く束縛されてきた。またそれと連動して地方自治体も大きな制約を受けてきた。こうした状態を改めるために、民間

事業を国家計画の対象から外す必要がある。ただし今まで長期計画から除外されてきたアカデミックな事業については、積極的に組み込むための努力が行われてよいと思われる。（「矢内原原則」の見直しは、不可欠の課題である。）

- (3) 今までの長期計画においては、個々の事業に関して、その責任主体、事業規模、目標年度が明示されてきたが、そのために原子力開発利用事業計画はきわめて硬直的なものとなり、社会的・経済的・技術的な状況変化に対応した柔軟な方針変更が困難となっていた。それを抜本的に見直し、柔軟な計画とする必要がある。とくに目標年度については、それを示すこと自体の是非についての再検討が必要である。
- (4) 現実的な長期計画とする必要がある。従来の長期計画では、将来に関する非現実的なまでの強気の見通しが繰り返し示され、それが裏切られ続けてもなお、強気の見通しを出しつづける習慣が改められなかった。現実的な実現可能性が疑わしい計画を立てるのは、それ自体が無責任であり、公共利益の精神に反する。（自己成就的予言は常に外れてきた。このごに及んで自己成就的予言を語るべきではない。）
- (5) 制度改革についても、中央省庁等改革と時期が重なったという不運により、やや抽象的な形となるのは止むを得ないにしても、長期的な方向性を示すのが妥当であると思われる。とくに、エネルギー政策全体の中に原子力政策をどう位置づけるか、科学技術政策全体の中に原子力及びその関連分野の研究開発政策をどう位置づけるか、開発利用推進と規制の関係をどのように改革するか、などの点が重要である。

以上。